

第3編 施策の展開

基本
目標

子どもを産み、
育てやすい環
境づくり

子育てしやすい環境の整備 ～みんなで支える子育て安心県づくり～

- 1 子どもと家庭に対する包括支援機能の向上
- 2 子どもや家庭を大切にする社会づくり
- 3 ニーズに応じた保育の提供
- 4 働き方改革、ワークライフバランスの推進

子育てに伴う経済的負担の軽減

- 1 教育費の負担軽減
- 2 医療費、保育料等の負担軽減

結婚の支援

置かれた環境
にかかわらず
自分の未来を
切り拓ける社
会づくり

困難を有する子どもと家庭に対する支援の強化

- 1 児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもの支援
- 2 子どもの貧困対策
- 3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援
- 4 障がいのある子どもの支援
- 5 発達障がいの支援
- 6 医療的な配慮を必要とする子どもの支援
- 7 子どもを性被害から守る
- 8 ニート・ひきこもりの支援
- 9 自殺対策
- 10 予期せぬ妊娠への支援

学びたいことを学べる支援

若者の就労支援

子どもたちの
生き抜く力を
育む

生き抜く力を育む幼児教育の推進

生涯にわたる心身の健康の基盤づくり

青少年の健全育成

子
ど
も
・
若
者
の
未
来
の
応
援

第3編

施策の展開

第1章 子どもを産み、育てやすい環境づくり

第1節 子育てしやすい環境の整備 ～みんなで支える子育て安心県づくり～

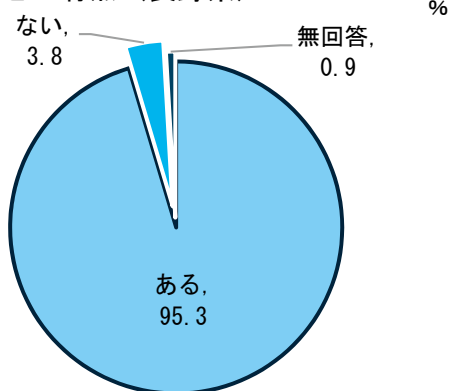
1 子どもと家庭に対する包括支援機能の向上

<現状と課題>

* 巻末データ参照

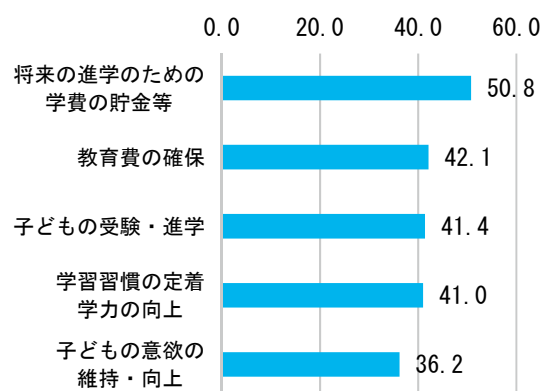
- 虐待、貧困、発達障がい、いじめ・不登校など、様々な困難や悩みを有する子どもや家庭が増加しています。 p.35～39
- 市町村において、子どもと家庭を包括的に支援する役割を担う子育て世代包括支援センター*、こども家庭総合支援拠点*等の設置は途上段階です。また、困難を有する子どもや家庭について、関係機関と連携した対応に課題がある市町村があります。*
- 核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭等の増加により、家庭の養育力・教育力が低下しているため、地域で家庭を支える仕組みが求められていますが、地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言、協力を得ることが困難な状況も見受けられます。*
- 多くの親が、子どもの成長に対する不安や、子育てに悩みを抱えています。また、子育てについて相談相手がいない人が存在します。相談したくてもできないでいる親を相談・支援につなげる地域の見守り体制の充実が必要です。*
- 高校中退や高校卒業時など、支援機関の間で、支援情報の共有や引継ぎが十分に行われないケースがあります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園、私立学校では、各設置者の裁量でソーシャルワーカー*を配置しているため、困難を有する家庭への支援の充実が必要です。
- 支援を効果的に行うため、子どもや子育て家庭の様々な課題を早期に把握し、解決・改善につなげるための相談体制の充実が必要です。

子育てで大変なこと、悩んでいることの有無（長野県）



〔H29 子どもと子育て家庭の生活実態調査（長野県）〕

保護者が子育てで大変だと
思うこと（上位5つ）（長野県）



〔H29 子どもと子育て家庭の生活実態調査（長野県）〕

＜施策推進の基本方針＞

- 安心して出産・子育てが行えるよう支援するとともに、困難を有する子どもと子育て家庭の孤立を防ぎ、親子まるごと支援を行うため、市町村、県、民間機関が連携して、妊娠期から子育て期、さらには自立の機会に結び付けるまでの切れ目のない支援体制をつくる取組を進めます。
- 困難を有する子どもや家庭を確実に相談・支援の窓口につなぐため、地域の見守り人材を拡大し、連携を強化します。
- 複合的な課題を有する家庭など、複数の支援機関による対応が必要な事案について、的確な支援を行うため、関係機関の連携体制の強化を図ります。そのため、県による技術的支援の充実や児童福祉施設など民間専門機関のノウハウの活用を進めます。
- 関係機関による連携に必要な情報共有の仕組みづくりを進めます。

＜施策の展開＞

（１）親子まるごと支援を行う包括支援体制の整備

（子ども・家庭包括支援システムとしての「信州こどもサポート（仮称）」）

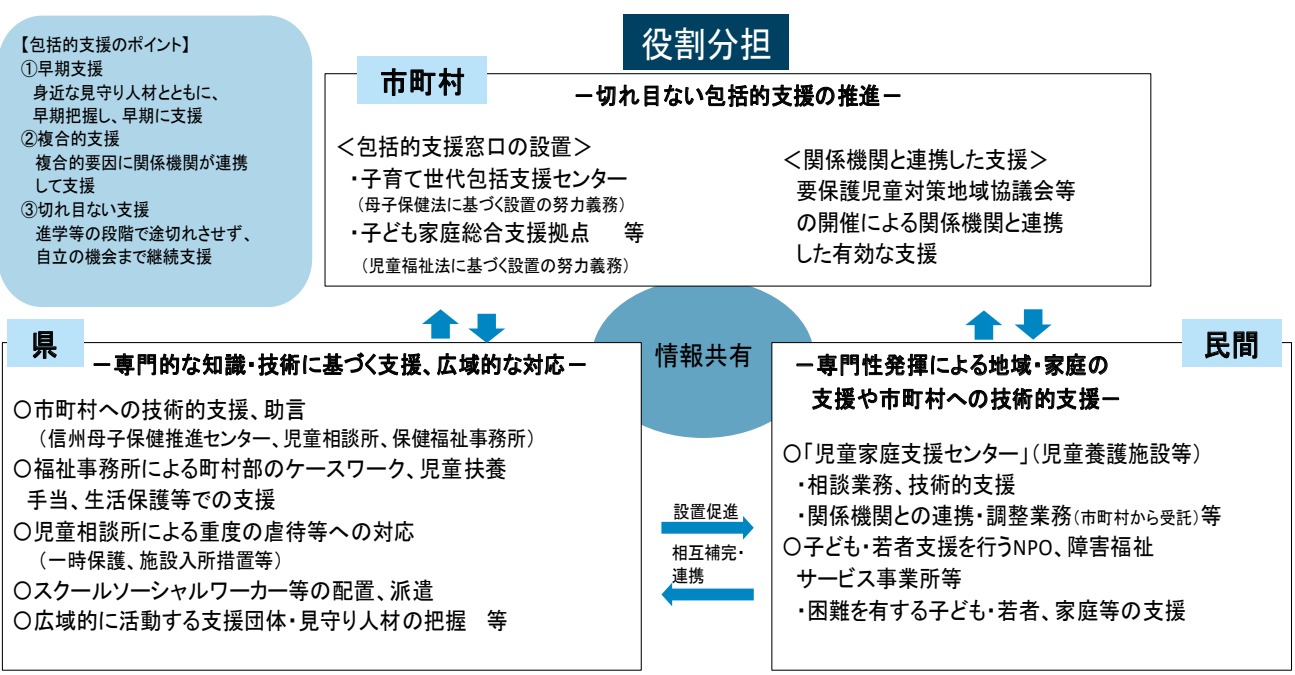
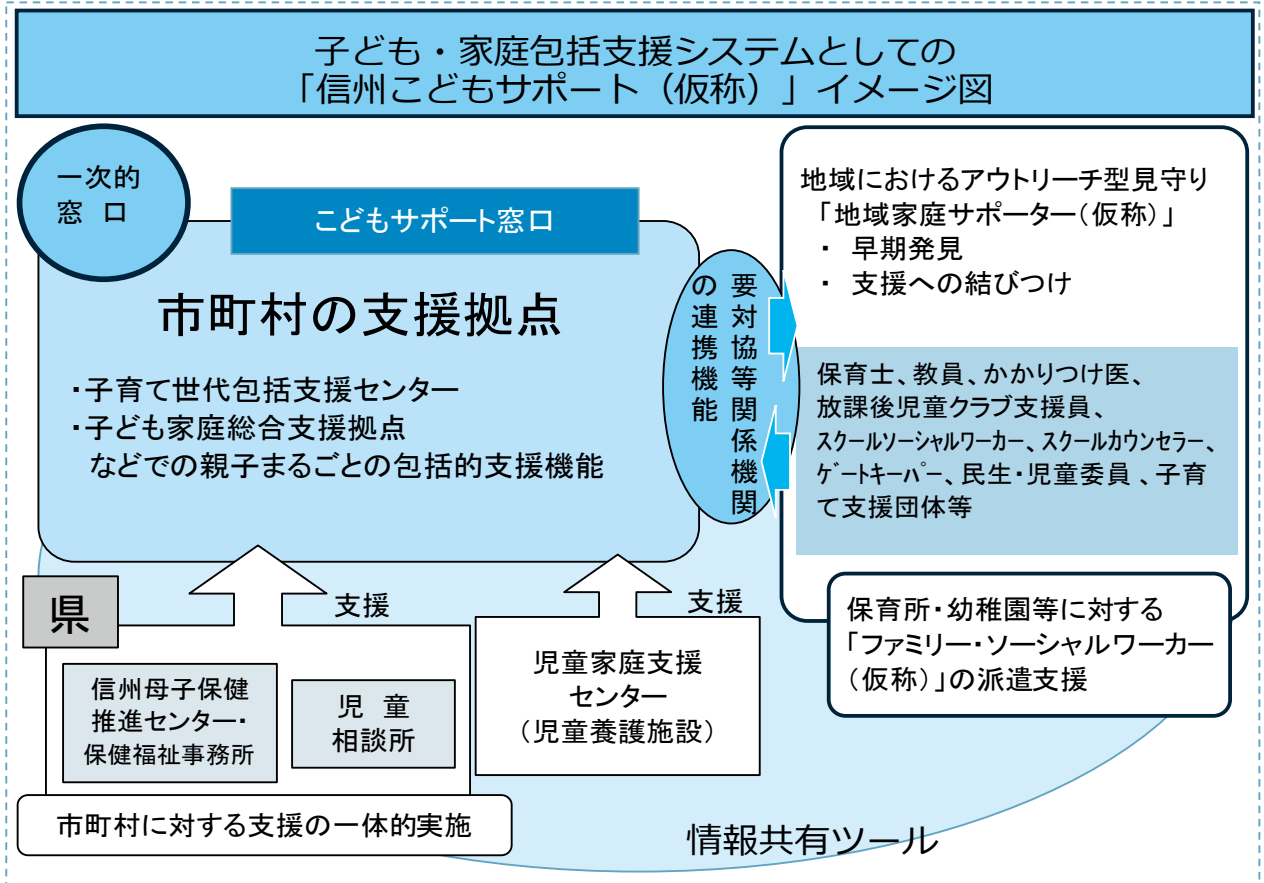
- 市町村、県、民間機関が連携・協働して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的支援を行う「信州こどもサポート（仮称）」の体制の全県展開を進めます。

[次世代サポート課、こども・家庭課、保健・疾病対策課]

「信州こどもサポート（仮称）」は、次のような機能を持つ親子まるごと支援の仕組みです。

- ・ **市町村の子育て支援拠点における包括的支援**
市町村が、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」*や児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」*などの支援拠点の整備を進め、その拠点において親子まるごとの包括的支援を行います。
- ・ **困難を有する子どもと家庭に対しては自立の機会につなげるまでを切れ目なく支援**
支援の期間は、市町村を中心に行う妊娠期から義務教育終了段階までの支援を基本に、困難を有する子どもに対しては、さらに県や関係機関の連携のもと高校生年齢から自立の機会につなげるまでの切れ目のない支援を行います。
- ・ **父親・母親への支援**
家庭全体の養育機能を高めるため、父親・母親への支援を行います。
- ・ **関係機関の連携による的確な支援**
障がい、疾病、貧困等の複合的な課題を有する子ども・家庭や困難事例に対しては、関係機関が連携して的確な支援を行います。
- ・ **「地域家庭サポーター（仮称）」による見守り**
課題を有する子どもと家庭を早期に把握し、支援に結び付けるため、地域においてアウトリーチ*型の見守りや支援機関へのつなぎを行う「地域家庭サポーター（仮称）」の仕組みづくりを進めます。

- ・ 「ファミリー・ソーシャルワーカー（仮称）」の派遣支援
 保育所・幼稚園等への「ファミリー・ソーシャルワーカー（仮称）」の派遣を支援して
 幼児期の子どもへの課題を把握し「信州子どもサポート（仮称）」の支援につなげる取
 組を、段階的に進めます。



○ 「信州子どもサポート（仮称）」の展開のため、県は市町村に対し次のような支援を行います。

- ・ 信州母子保健推進センター*等において、市町村における子育て世代包括支援センター*の設置・運営等について情報提供や助言等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を推進します。 [保健・疾病対策課]
- ・ 児童相談所が、市町村の対応困難事例に対する技術的支援・助言等を行うとともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会*において、関係機関の連携強化に向けた支援を行います。 [こども・家庭課]
- ・ 児童養護施設等が持つ専門的な養育知識・技術等を活用した「児童家庭支援センター」*の運営の支援を通じ、市町村の相談支援の体制及び機能の充実を図ります。 [こども・家庭課]
- ・ 県内 10 圏域ごとに、保育士、幼稚園教諭、教員、保健師、医療従事者、民生・児童委員、子育て支援団体等の地域の見守り人材となる「地域家庭サポーター（仮称）」と市町村や関係機関との連携機能を強化します。また、研修会の機会等を捉えて、課題を有する子どもやその家族の早期把握と市町村への「つなぎ」の意識及び方法に関する啓発を行います。 [次世代サポート課、こども・家庭課、私学・高等教育課、地域福祉課、保健・疾病対策課、文化財・生涯学習課]
- ・ 支援を必要とする子どもが孤立することなく、分野を越えて相談・支援機関が連携し、途切れることなく適切な相談・支援が行われるよう、支援を必要とする子どもに関する情報を関係機関が共有するためのツールを開発・普及することによって、円滑な情報共有や情報の引き継ぎが行われるようにします。 [次世代サポート課]

効果

1 支援窓口の機能向上(例)

〔地域におけるアウトリーチ型見守り〕

どこにも相談できず支援を受けられない子どもや家庭をなくす。

〔関係機関の連携強化〕

複合的な課題を抱える子どもへの支援などで関係機関が連携し有効な支援を行う。

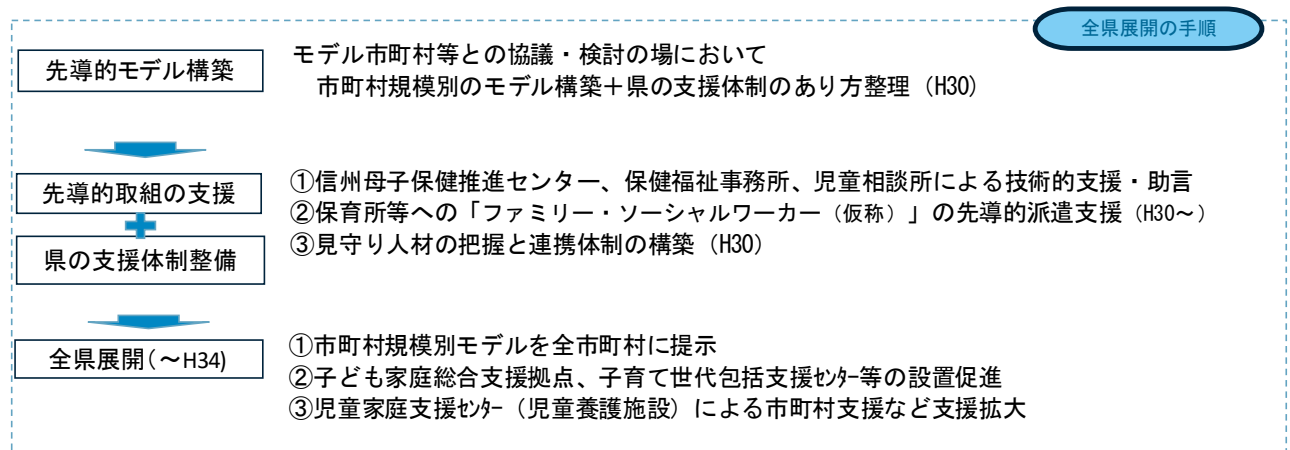
〔高校以降の継続的支援〕

ハイリスク者に関する情報共有により、高校進学、中退、卒業後も途切れることなく必要な支援を行う。

2 限られた人材や資源の中での施策効果の最大化

○困難を有する子どもや家庭に対する支援は、対応が遅れるほど、支援対象者が長期により深刻な状態に置かれるとともに、多くの支援人材や社会保障給付などが必要に

○子どもと家庭の包括的支援機能を向上させ、早期支援や関係機関の連携を強化することにより、人材や資源の制約がある中でも施策の効果を最大化することが可能



（子ども支援センター）

- 子ども支援センター*において、子どもに関する様々な相談に対応します。
[こども・家庭課]

（人材等の確保）

- 保健師養成課程を持つ県内大学の支援を通じ保健師の養成を拡大するとともに、長野県ナースセンター*による潜在保健師の求人マッチング、就職ガイダンスや県ホームページでの市町村保健師募集情報の提供、保健師専門研修会によるキャリアアップなどにより、市町村保健師の確保・定着を支援します。 [医療推進課、私学・高等教育課]

（子育て世代の拠点づくり）

- 子育て世代が孤立しないため、地域の身近な場所で、気軽に子育て相談、親子交流、子育ての仲間づくり等ができる拠点の整備・運営を支援します。 [こども・家庭課]

（災害時のケア）

- 災害時には、乳幼児や障がい児などの避難行動要支援者に対し、医療、福祉、教育など様々な分野が連携した支援を行うとともに、心のケアに取り組みます。
[危機管理防災課、こども・家庭課、地域福祉課、保健・疾病対策課、教育政策課、特別支援教育課、心の支援課]

（2）学校等における支援

- いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある「子どもが抱える家庭的な問題」の解決に向けて、スクールソーシャルワーカー*を増員することにより、関係機関との調整機能を充実して、総合的に支援します。 [心の支援課]
- 様々な困難を有する子どもに対し、家庭・地域・関係機関が一体となった支援を行うため、保育所等への「ファミリー・ソーシャルワーカー（仮称）」の派遣を支援するとともに、私立学校がソーシャルワーカー*を活用する経費を支援します。
[こども・家庭課、私学・高等教育課]
- いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラー*を増員し、児童生徒の相談・支援等を行います。 [心の支援課]
- 学校生活相談センター*において、24時間体制で学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みに臨床心理士等が相談対応します。 [心の支援課]

（3）家庭の養育機能の補完

- 地域の大人と子どもの温かなつながりの中で、子どもたちの成長を支える一場所多役*の子どもの居場所「信州こどもカフェ」*の設置を推進し、家庭の養育機能を補完します。そのため、県内10圏域に設置する地域プラットフォーム*により、官民が連携して適切な役割分担のもと、会場の確保、学習支援等の担い手の確保、食材の安定的な確保、子どもへの周知等に取り組みます。また、「信州こどもカフェ」の自立的運営を促進するためのファンドレイジング*や社会的事業（ソーシャルビジネス）*の手法の活用について、検討を進めます。 [こども・家庭課]
- 子どもの登下校時などの見守りや声掛け、子どもの話し相手や遊び相手として子どもの居

場所づくりへの参加等を行う青少年サポーター^{*}の活動を通じて、子どもの健やかな成長を支援します。 [次世代サポート課]

- 生涯学習推進センター^{*}や市町村公民館における研修講座、PTA指導者研修等の地域の社会教育活動を通じて、地域社会が家庭の養育機能を支える意識を高めます。

[文化財・生涯学習課]

- 保護者や地域住民が学校と連携・協働して子どもを育む信州型コミュニティスクールの活動を通じ、地域や家庭の教育力の向上に取り組みます。 [文化財・生涯学習課]

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備①

～ 信州母子保健推進センターの取組 ～

行政における母子保健事業は、市町村が主な実施主体とされ、市町村ごとに特色のある取組が進められています。一方で、多様化・複雑化する母子保健ニーズに対して、常に新たな事業の展開が求められていきますが、多くの市町村では、限られた人員で多忙な業務に当たる中、必要とされる最新の知識や技術の習得が困難であり、住民のニーズに沿った母子保健サービスの提供に課題を抱えています。その結果、県内だけではなく、全国的にも母子保健分野の市町村格差が指摘され、「健やか親子 21(第2次)」(厚生労働省)においても地域間格差の解消が求められています。

そこで、本県では、市町村に対する技術支援を強化する目的で、母子保健分野の広域的専門的サービスを提供する拠点として、平成27年度(2015年度)に信州母子保健推進センター^{*}を設置しました。

同センターでは、県内外の母子保健関係の情報集積・分析、あるいは専門的な技術研修会の開催などの市町村への情報や技術習得の機会を提供するとともに、母子保健の経験豊かな保健師を母子保健推進員として広域単位に配置し、保健所と協力しながら課題を抱える市町村に対する技術指導や事業への助言、市町村単独では対応が困難な事例への対応協力を行っています。今後も、市町村との協働、専門機関との連携などを通じて、県内どこの市町村においても、同じ水準で妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制が構築できることを目指して、同センターの事業を展開していきます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備②

～ 子育て世代包括支援センターの役割 ～

母子保健をとりまく環境は、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、情報の氾濫など著しく変化しており、これに伴い妊産婦等の孤立感や負担感が高まっています。従来から、市町村などでは母子保健と子育て支援の両面から多様な支援の充実に努めてきましたが、必要な支援が必ずしも切れ目なく提供できているとは言えません。

そこで、母子保健法の改正により、平成29年4月から「子育て世代包括支援センター」^{*}(法律における名称は「母子健康包括支援センター」という。)を市町村に設置することが努力義務とされました。「子育て世代包括支援センター」の役割は、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行うことで、妊産婦・乳幼児等に対して切れ目ない支援を提供することです。このような取組により育児不安や虐待の予防に寄与することが期待されます。本県では、平成29年4月現在、22市町村において設置されています。引き続き、「信州母子保健推進センター」を中心に、市町村における「子育て世代包括センター」の設置に向けた支援を行っています。

子どもの居場所「信州子どもカフェ」の取組

「信州子どもカフェ」※は、地域の大人と子どもとの温かなつながりの中で、子どもたちの成長を支え、たとえ困難があってもそれを乗り越えて自立する力をつけてもらうため、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース※等により家庭機能を補完する子どもの居場所の愛称です。

県では、平成 28 年度に松本市と飯田市の 2 カ所で信州子どもカフェのモデル事業を実施し、延べ 1150 人余りの子どもが参加しました。約半年の事業を通じて、子どもたちが宿題を持参し学習する姿が見られるようになったり、地域の中であいさつをする姿が見られるようになり、その効果を実感したところです。

モデル事業を実施した2地区では、現在地域の力により引き続き信州子どもカフェを運営しています。県では、信州子どもカフェを普及拡大するため、県内 10 広域ごとに「信州子どもカフェ」の担い手となる NPO 等の情報交換や主体的な連携・協働を促進する交流の場となる「地域プラットフォーム」※を立上げ、その取組を進めています。



学習支援の様子



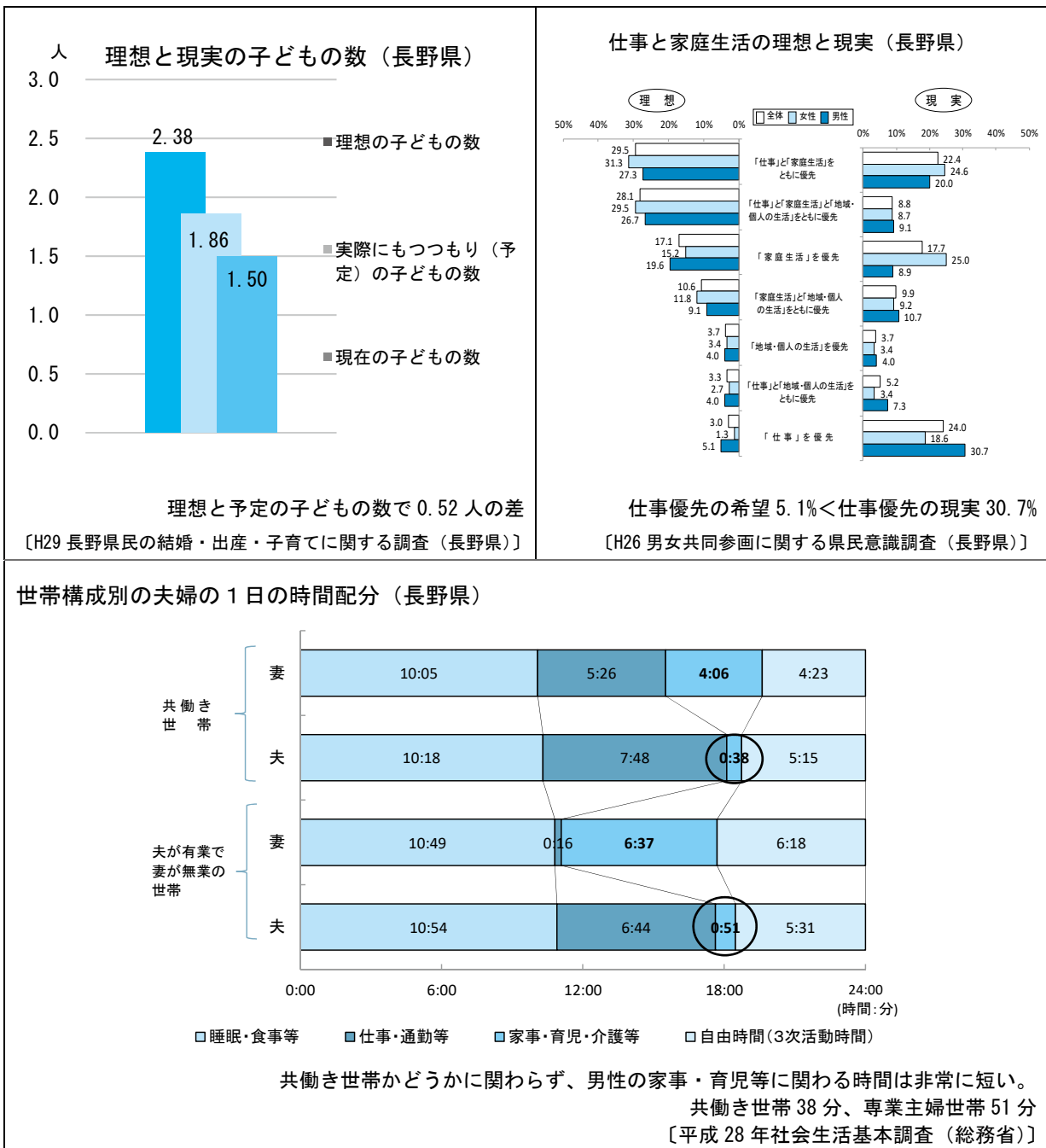
食事提供の様子

2 子どもと家庭を大切にする社会づくり

<現状と課題>

* 巻末データ参照

- 理想の子どもの数と実際に持つ予定の子どもの数に乖離があります。
- 家庭や子どもを持つことの意義や喜びを考える機会が多いほど、希望子ども数が多い傾向があります。*
- 男性も女性も仕事と家庭生活をともに大切にすることを理想としていますが、現実には男性は仕事優先となっており、家事・育児参画が少なく、女性に負担が偏っています。働き方改革を推進するとともに、男性が家事・育児に参画できるような環境整備が必要です。



＜施策推進の基本方針＞

- 公共の場で子ども連れ家族が温かく迎えらるなど、子育てに対する社会の理解を深めるとともに、子育てしやすい環境整備を進めます。
- 社会に出る前の早い段階から、実習等を取り入れた、子どもや子育てについて考える機会を充実させます。
- 家庭だけでなく、地域で子育てを支えていく気運を醸成します。
- 固定的な男女の役割分担意識を解消するとともに、子育てや働き方に対する男性の意識を改革することにより、男性の家事、育児等への参画を促進します。

＜施策の展開＞

（1）子育てしやすい社会環境づくり

- 長野県将来世代応援県民会議^{*}のネットワークを活用して、「家庭の日」^{*}や「いい育児の日」^{*}を通じた県民意識の醸成、ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗の拡大等、県民が一体となった子育て支援を推進します。 [次世代サポート課]
- 子ども連れ家族の優先的な利用や乳幼児の受入環境の整備等、公共交通機関や美術館・劇場等が親子で利用しやすくなるよう、一層の配慮について働きかけを行います。 [次世代サポート課]
- 子育て中の方が、必要な時に必要な情報を手軽に入手できるよう、県、市町村及び企業等の子育て支援に関する情報発信を行います。 [次世代サポート課]
- 男性も女性も安心して働くことができ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望が実現できる“子育て安心県”を実現するため、「イクボス・温かボス」^{*}を推進します。 [人権・男女共同参画課、次世代サポート課]
- 地域で子ども・子育て支援等に取り組むNPO等の支援団体のネットワークを構築し、団体相互の連携を促進します。 [次世代サポート課]

（2）子ども・子育てに関する子どもの意識醸成

- 生命の大切さ等を実感できる授業の実践を支援します。 [教学指導課]
- 子どもや子育てに関する理解を促進するため、高校生が乳幼児と直接ふれあう体験活動を推進します。 [教学指導課]
- 高校生等を対象とした、健康教育事業（ライフデザインセミナー）を実施します。 [保健・疾病対策課]

（3）地域で支える子育て

- 市町村、県、民間機関が連携・協働して、妊娠期から子育て期までの切れ目ない包括的な支援を行うとともに、自立の機会に結び付ける支援体制「信州こどもサポート（仮称）」をつくる取組を推進します。 [次世代サポート課、こども・家庭課、保健・疾病対策課]
- 地域の大人との温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役^{*}の子どもの居

場所である「信州こどもカフェ」※の取組を普及促進します。 [こども・家庭課]

(4) 男性の家事・育児参画

- 固定的な男女の役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進するための啓発を行います。 [人権・男女共同参画課]
- 家庭における男性の活躍のロールモデル※の情報発信等により、男性の家事・育児参画を応援するとともに、研修、セミナー等による働き方の見直し、男性の育児参画等の意識醸成を行います。また、「信州こどもサポート（仮称）」を通じ、子育て中の母親と父親の包括的な支援を行います。 [人権・男女共同参画課、こども・家庭課、保健・疾病対策課、労働雇用課、次世代サポート課]

子どもの成長と子育てを社会全体で応援するきっかけに！ ～ 11月19日は「いい育児の日」～

平成 29 年5月、長野県を含む 13 県が参加する『日本創生のための将来世代応援知事同盟』の会議において、長野県の提案を踏まえ、「子育てを支える家庭や地域の大切さをアピールするために 11 月 19 日を“いい育児の日”※と定め、行動を起こす」ことが採択されました。

- 「子ども」の成長を応援する記念日
- 「家族」が一緒に過ごすきっかけになる記念日
- 「職場」や「地域」で出産・子育てへの理解を促進
- 「子育て応援企業」にとってのビジネスチャンス

など、様々な機会として活用される日になるよう地域、企業、団体にも取組を働きかけていきます。

平成 29 年度は、赤ちゃん連れのママのための映画上映会や子育てを学ぶ講演会、親子向け音楽コンサートや絵本の読み聞かせ会、こども食堂等が県内各地で開催されました。

また、ながの子育て家庭優待パスポート(※コラム P75 参照)が、一部の店舗において期間限定でさらにお得になる「いい育児の日子育て応援キャンペーン」も実施しました。

子育て安心県の実現のため、「いい育児の日」※をきっかけとして

- 家庭や家族を大切にするライフスタイル
- 子どもの成長と子育てを社会全体で応援する気運

の醸成に取り組んでいきます。



11月19日は「いい育児の日」

家族で楽しむ・家族で学ぶ・家族でふれあう
毎月第3日曜日は「家庭の日」、11月第3日曜日は「家族の日」

いい育児の日のロゴマーク

お母さんたちの相互支援、支え合いネットワーク ～ 「繋 INC (つなげるいんく)」の活動 ～

子育てをしていると「困った」ことがあります。家族や両親に助けを求めたいこともありますが、頼れないこともあります。保育所、一時預かり、病児保育、社協のサービスなど、様々な選択肢があっても、どれにも当てはまらないとき、何かをあきらめたり、我慢したり、無理をしたりすることがあります。そんな「困った」を仲間同士で頼り合おう！と、繋 INC(つなげるいんく)は、諏訪地方で仲間同士の頼り合いや、頼り合いの仲間づくりのイベントを開催している仲間同士のネットワークです。SNS※などのシステムを利用し、1時間当たり500円ほどの謝礼というルールで運営しています。

(頼り合い事例 ～メンバーの声～)

○お休みの日のママの用事

休日に一日がかりでの用事があったとき、子どものお友達のママにお願いをしてお宅で預かってもらいました。子どものお友達のおうちなので、子どもは遊びに行ったつもりで一日楽しく過ごせました。他に頼める人がいなかったから本当に助かりました。

○イベント参加のお願い

子どもの参加イベントと、兄弟の学校、園の行事が重なって、夫婦ともに行かれなくなってしまい、ママ友達にお願いしました。イベント会場までの送迎と、付き添いもしてもらい、しっかり写真も撮ってきてもらって大感激でした。子どもが楽しみにしていたイベントだったので、あきらめなくてよかったと、親も子どもも大満足でした。



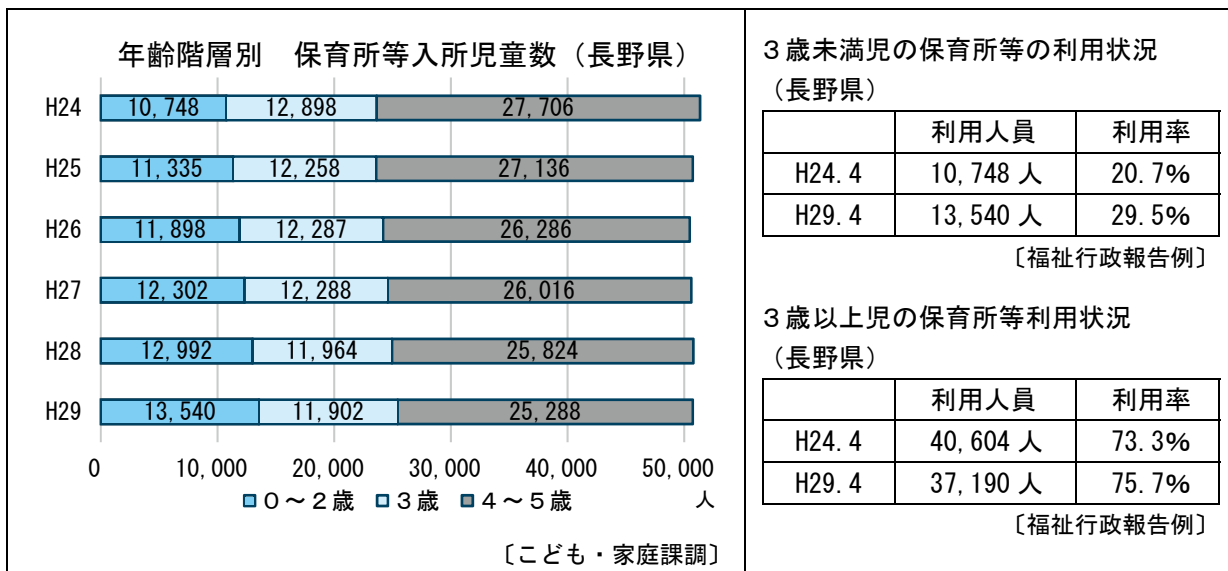
クリスマス会のピザ作りの様子

3 ニーズに応じた保育の提供

<現状と課題>

* 巻末データ参照

- 長野県は平成16年以降、保育所等利用待機児童ゼロを維持してきましたが、平成29年10月に3歳未満の待機児童が生じました。
- 次のような要因で待機児童が生じやすい状況になっています。
 - ・ 女性の社会進出に伴う3歳未満児保育のニーズの高まり
 - ・ 保育士確保の困難化
- 育児休業を切り上げて就労を希望するなどの保育ニーズの拡大に対応するための3歳未満児保育の充実や、保護者が希望する場所で利用できる保育サービスの充実が必要です。
- 結婚・出産・子育て期にあっても働き続ける女性が増加していますが、仕事を継続できずに退職する女性もいます。^{p25, p19}
- 3歳未満児の保育需要の拡大に伴い、年度途中を中心に保育士確保が難しい市町村が約4割存在しており、保育人材の確保が課題となっています。*
- 病児・病後児保育利用可能市町村数は増加していますが、市町村内のより細やかな地域的ニーズに対応する病児・病後児保育などの充実が必要です。*
- 学童保育の需要も拡大していることから、利用ニーズに対応する放課後児童クラブ*の体制整備が必要です。*



<施策推進の基本方針>

- 女性の社会進出や就労形態等の多様化により、出産・子育てをしながら働く女性が増加しており、希望する時期の職場復帰・就職を可能とするため、多様化するニーズに応じた保育サービスの提供を進めます。
- 育児休業からの早期復帰等のニーズに対応する3歳未満児保育の充実への支援等より、一時的に待機児童が生じても、計画期間中に待機児童ゼロが定着するように取り組みます。ま

た、潜在的待機児童に対応するため、自宅や職場の近くで保育サービスを受けられる環境を整備します。

- 私立幼稚園等が行う預かり保育や子育て相談などの取組に対し助成を行うことにより、地域の子育て支援事業を促進します。
- 児童の小学校就学後も、共働き家庭が安全・安心に児童を預けられる場所を確保するため、放課後児童クラブ[※]の施設整備や支援員等の確保を進めます。
- 潜在保育士の復職支援や保育士の処遇改善により、3歳未満児保育や、年度途中の保育所入所希望などに対応するための保育士確保を図ります。
- 私立幼稚園が行う教諭の処遇改善を支援することにより幼稚園教諭の確保を図ります。
- 保育士資格等を有していない地域住民を子育て支援員として養成し、子育て支援事業の人員確保を促進します。
- 個別ニーズに応じた病児・病後児保育などの取組を支援します。

<施策の展開>

(1) 保育サービスの充実

- 3歳未満児保育を少人数で行う小規模保育等の地域型保育事業や、職場の近くで保育を行う企業主導型保育事業等の推進により、自宅や職場の近くで保育サービスを提供します。
[こども・家庭課]
- 小学生の放課後の安心安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブ[※]の施設整備を支援します。 [次世代サポート課]
- 放課後児童クラブ[※]に勤務する支援員の資質の向上を図るため、放課後児童支援員認定資格研修[※]を実施します。 [次世代サポート課]
- 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して設置する放課後子ども教室[※]において、地域住民の協力を得て、勉強やスポーツ・文化活動、体験活動等を実施し、子どもたちが健やかに育まれる居場所づくりを推進します。 [文化財・生涯学習課]
- 幼稚園における時間外の預かり保育、子育て相談などの取組を支援します。
[私学・高等教育課]

(2) 保育人材の確保

- 広域的・県的な情報収集・提供・マッチングを行う保育士人材バンク[※]の活動強化により、潜在保育士の再就職支援等を促進します。 [こども・家庭課]
- 保育所の設置者が、保育士の処遇改善に取り組む条件整備のため、保育士のキャリアアップの仕組みの充実を進めます。 [こども・家庭課]
- 保育士を目指す学生への修学費用の貸付や、復職する保育士への就職準備金の貸付等により、保育士養成校卒業者の県内就職や、保育士の復職を促進します。 [こども・家庭課]
- 子育て支援に意欲ある人材を対象に研修を実施し、地域における子育て支援分野で活躍す

る人材を育成します。 [こども・家庭課]

(3) 多様な保育サービスへの対応

- 病児・病後児保育事業などについて、その地域の実情に応じた取組が広がるよう、また、より身近な場所で子どもを預かれるよう支援します。 [こども・家庭課]

子どもたちの健全育成を図る放課後の活動支援 —小布施町の放課後子ども教室の取組—

小布施町の放課後子ども教室※には、平成29年度180名の児童が登録しています。一般コースと活動コースの2つのコースがあり、一般コースは、放課後の子どもたちの安全な遊び場・居場所づくりを目的として、グラウンド、体育館、町図書館、小学校の空き教室を活用した子ども教室の部屋などで自由に過ごします。活動コースは、野菜作りやスポーツ、料理等の様々な活動を通し、仲間づくり・根っこづくり(困難や問題を解決し乗り越える力)を目的とし、また、地域住民との交流活動を通し、地域づくり、地域を誇りに思う児童の育成を目指しています。

週2、3回の活動コースの活動プログラムでは、部活動のない平日には中学生が、休日の大会には中学生・高校生・大学生の子ども教室OB・OGが積極的に参加し、卒業後も地域とつながる若者が育っています。

また、放課後子ども教室の運営委員の提案で、平成26年度から通学合宿(5泊6日)を行い、心豊かでたくましい子どもたちを地域で育てています。

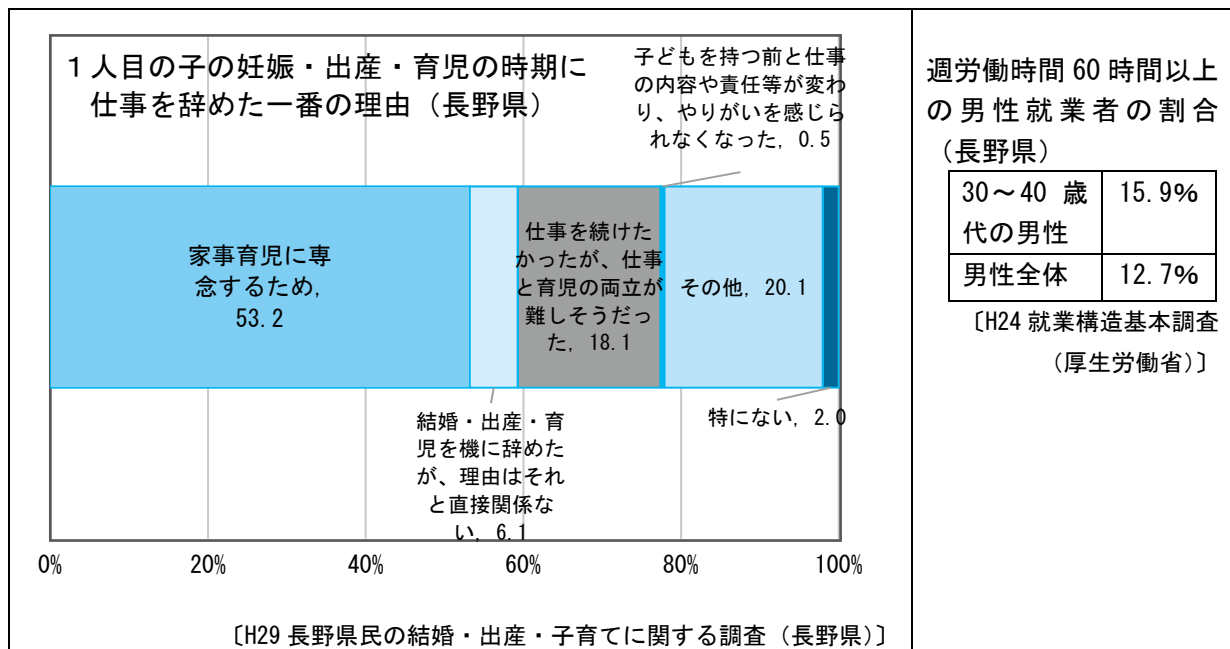


4 働き方改革、ワークライフバランスの推進

<現状と課題>

* 巻末データ参照

- 共働き世帯が増加しています。*
- 女性が出産・育児期に退職した理由として、仕事を続けたかったが両立が難しかったことを挙げる方が、約20%います。出産・育児期においても仕事を継続できるような環境を整備する必要があります。
- 長野県の総実労働時間は概ね横ばいの状況です。また、週労働時間60時間以上の男性就業者の割合は、子育て世代で高い傾向にあります。^{p24}
- ひとり親家庭の母親の半数は帰宅時間が遅く、副業している人も一定数います。また、ひとり親家庭の母親の約半数は非正規雇用です。*



<施策推進の基本方針>

- 働き方改革を推進し、個人の状況に応じて働き方が選択でき、男女ともに子育てと仕事が両立できる職場環境の整備を促進します。
- ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親の就業相談・就職支援を推進します。

<施策の展開>

(1) 働き方改革の推進

- 企業に対して短時間正社員*制度など多様な勤務制度の導入や従業員の処遇改善を働き掛

けるとともに、県全体の働き方改革の推進に向けた普及啓発を実施し、多様な働き方ができる職場環境の整備を促進します。〔労働雇用課〕

- 企業に対する職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の周知や認証取得に向けた支援、ホームページ等による認証企業の情報発信を実施するとともに、入札参加資格審査の加点等、認証企業に対するインセンティブ*を付与します。
〔労働雇用課、技術管理室、契約・検査課〕
- 管理職等が、従業員や部下の子育て・介護の両立支援を宣言し、職場におけるワークライフバランスや多様な働き方を推進する取組「イクボス・温かボス」*を促進します。
〔人権・男女共同参画課、職員キャリア開発センター〕
- 国の非正規雇用の処遇改善の取組と連動し、同一労働同一賃金や無期転換ルール*等に関する制度を周知します。〔労働雇用課〕
- テレワーク*の活用等による時間や場所にとらわれない新たな働き方を普及します。
〔労働雇用課〕
- 事業所内の託児所整備などに対し、制度資金等により資金面からサポートします。
〔産業立地・経営支援課〕
- 働き方改革推進の気運醸成のための啓発に取り組みます。〔労働雇用課〕
- 入札参加資格審査における週休二日制導入企業への加点や、県発注工事における週休二日の実施に取り組みます。〔技術管理室〕
- 医療勤務環境改善支援センター*において、医療機関への個別訪問等による助言を行うとともにセミナーや研修会を開催し、医師、看護師等医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関を総合的に支援します。〔医療推進課〕

(2) 女性の就業支援

- 就業・自立支援センター*において、就業支援員がひとり親家庭の親の就業に有利な資格取得や就職に関する相談・支援を行うとともに、就業支援講習会を開催します。
〔こども・家庭課〕
- ひとり親家庭の親の主体的な職業能力開発への取組に対して、給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親の就業を効果的に促進します。〔こども・家庭課〕
- 福祉・介護分野の人材不足解消を図り、新卒者、就職希望者が希望を持って就労できるようにするため、施設内保育所の運営費助成、無資格者等の入職支援、就職相談員・復職支援専門員の配置、就職説明会等を行います。〔地域福祉課〕
- 就農相談活動や農業体験研修により、就農を支援し、意欲のある新規就農者の確保・育成を目指すとともに、県の登録を受けた「里親農業者」が里親研修生を受け入れ、実務研修や就農に必要な農地や住宅、施設、機械の確保等を支援し、新規参入者の確保定着を推進します。また、女性の就農を促進するため、県内の若い農業女性が農業・農村の魅力を発信します。〔農村振興課〕
- ひとり親家庭の母親や子育て期の女性など就職困難者の就業を促進するため、女性・障がい者等就業支援デスクにおける職業紹介等により、就業を支援します。〔労働雇用課〕

- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により、若者の正社員としての就業を支援します。 [労働雇用課]
- 子育て中の女性に対する就業相談等の再就職支援やスキルアップセミナーの開催等により、出産・子育てを経ても働き続けることを希望する女性の就業継続を支援します。 [労働雇用課]
- 女性医師や看護職員等が働きやすい環境の整備を支援するため、院内保育所の運営や施設整備等に助成します。 [医療推進課]

働きやすく働きがいのある職場づくり
～ 職場いきいきアドバンスカンパニー ～

長野県では、仕事と生活の両立ができる職場環境の改善や、雇用の安定を進め従業員が生き生きと働き続けられるよう、短時間正社員制度※などの多様な働き方制度の導入・実践や非正規社員の処遇向上などに取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証しています。

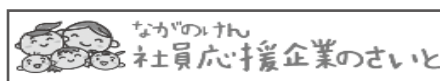
認証された企業は、認証マークを企業のホームページや名刺などに表示して企業イメージの向上や採用活動に活用することができるほか、県の中小企業融資制度資金等の金利の優遇や県の入札参加資格審査における加点などの認証メリットがあります。

平成 30 年1月1日現在、働きやすく働きがいのある「一歩進んだ」企業として 83 社が認証されています。認証企業の取組は様々で、「『子育てメンター』を配置し、男性も含めて悩みを聞き取る」、「育児を理由に退職した社員を再雇用」、「失効した有給休暇を年5日間まで育児に利用できる制度の創設」など、各企業が育児中の社員を応援する独自の制度を工夫し、実施しています。

認証企業はホームページで紹介していますので、ご覧ください。



認証マーク



<http://nagano-advance.jp/>

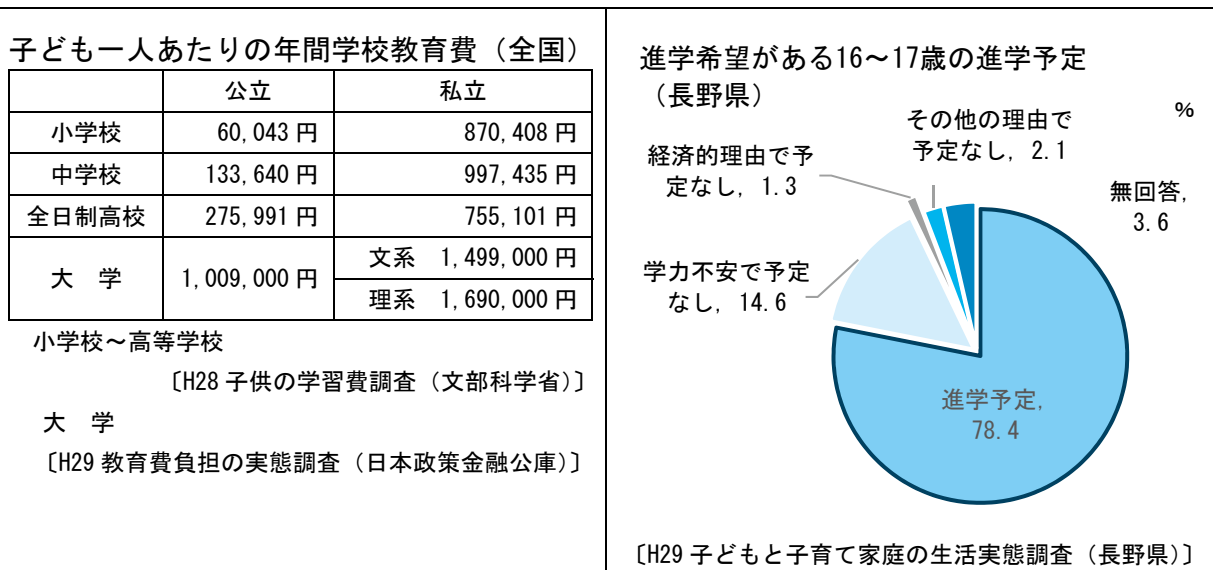
第2節 子育てに伴う経済的負担の軽減

1 教育費の負担軽減

<現状と課題>

* 巻末データ参照

- 多くの方が「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と感じており、行政に対する「教育費の補助や奨学金制度の充実」の希望が多い状況です。教育費負担の軽減を図る必要があります。特に低所得世帯等の教育費の負担軽減のための支援が必要です。 p18、*
- 就学援助を必要とする児童生徒の割合は増加しています。 p84
- 就学援助制度*の実施主体である市町村によって、対象世帯や支給額、支給時期等に違いがあります。また、国庫補助の要綱が改正され、平成29年度から新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給について補助対象となりました。
- 高等教育にかかる教育費負担が重いため、大学等への進学を諦める子どもがいます。*
- 国による高等教育等の就学支援充実の動きと相まって、高等教育機関で学びたいと考える子ども・若者に対する支援を進めることにより、施策の効果を高めることができます。



<施策推進の基本方針>

- 市町村に対する情報提供等を通じて、公立学校の学校教育活動に係る経費について継続的な見直しを行い、保護者負担の軽減を図ります。
- 私立学校の経常経費や特色ある取組への支援を行い、教育条件の維持向上、経営の健全性向上及び保護者負担の軽減を図るとともに、私立学校の魅力向上を図ります。
- 義務教育において、就学援助制度*が支援を必要とする家庭に確実に届くこと、必要な援助が適切な時期に行われることなど、市町村に対する情報提供等を通じて制度の改善を促進します。

- 高校教育について、家庭環境に左右されず、すべての子どもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう学びの支援を図ります。
- 大学等の高等教育機関への進学を希望する人が、経済的な理由で進学を諦めることのないよう教育費の支援を行います。

<施策の展開>

(1) 義務教育費の負担軽減

- 市町村に対する情報提供・助言を通じ、新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給等、就学援助制度*の改善・充実に取り組みます。 [義務教育課]
- 市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユース*の仕組みづくりを促進します。 [次世代サポート課、義務教育課]
- 私立小中学校等に子どもが通学する低所得世帯の教育費負担を軽減するため、授業料への助成を行います。 [私学・高等教育課]
- 保護者の学費負担を軽減するため、私立小中学校等の運営に要する経費について、助成を行います。 [私学・高等教育課]

(2) 高校教育費の負担軽減

- 経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるため就学支援金*を交付し、高校教育の機会均等を実現します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に奨学給付金*を支給し、教材費、部活動費など授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- 経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与し、高校修学を支援します。 [高校教育課]
- 高校定時制課程や通信制課程へ通う高校生の修学を奨励するため、修学奨励金貸与や教科書等購入費補助を行うとともに、夜間定時制高校夜食費の一部を負担します。 [高校教育課、保健厚生課]
- 私立高等学校等に子どもが通学する保護者負担の軽減を図るため、学校法人が授業料等の学校納付金を軽減した場合、学校法人に対し当該軽減額を補助します。 [私学・高等教育課]
- 保護者の学費負担を軽減するため、私立高等学校等の運営に要する経費について、助成を行います。 [私学・高等教育課]

(3) 特別支援教育費の負担軽減

- 特別支援学校の児童生徒について、保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費、教科用図書等購入費など就学に係る経費を助成します。 [特別支援教育課]

(4) 高等教育費の負担軽減

- 県の電気事業の利益等を活用し、経済的な理由で大学修学が困難な子どもを支援するため、県内大学への入学金等の一時金、修学費用を給付します。 [こども・家庭課]
- 児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童の大学等への進学を支援するため、奨学金を給付します。 [こども・家庭課]
- 経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して授業料補助を行うとともに、修学支援アドバイザー^{*}を配置し修学を支援します。 [私学・高等教育課]
- 長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門学校、農業大学校、林業大学校など、県立の高等教育機関において、低所得世帯の教育費負担の軽減を図るため、授業料の減免を行います。
[県立大学設立準備課、医療推進課、地域福祉課、人材育成課、農業技術課、信州の木活用課]
- 保護者の学費負担を軽減するため、私立専門学校の運営に要する経費について、助成を行います。 [私学・高等教育課]

(5) 生活困窮家庭等の支援

- 生活福祉資金^{*}（教育支援資金）の貸付けにより、生活困窮家庭の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。 [地域福祉課]
- ひとり親家庭等に対する児童扶養手当^{*}の支給や母子父子寡婦福祉資金^{*}（修学資金）の貸付けを行い、教育費に係る経済的負担の軽減を図ります。 [こども・家庭課]

経済的困難を抱えつつも意欲ある学生の修学を応援 ～ 県内大学進学・修学奨学金 ～

学ぶ意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由から大学等への進学に困難を抱える学生を支援するため、長野県は独自の給付型奨学金制度を設けています。

進学を支援する奨学金は、平成 26 年度から始まり、県内の高等学校等から県内の大学又は短期大学に進学する場合、その入学金と受験料の実費相当額(上限 30 万円)を給付しています。また、平成 28 年度からは、この支援を受けた学生が修学を継続できるよう、在学中に年度ごとの奨学金(学部に応じて年額 15 万円又は 25 万円)を給付しています。財源には、ルートイングループ様等からの寄付金や県の電気事業の利益を活用しています。

奨学金を受けた学生から多くの感謝の声が届いています。

『この奨学金のお蔭で勉強を続けることができました。大学でいくつかの資格を取得した上で、卒業できそうです。就職先も決まり、これから地域に貢献していきたいと思います。』

物を大切にする心を育むとともに教育費負担を軽減
～ 松川町における学用品リユース*の取組 ～

松川町立松川中学校では、PTAの発案で平成 22 年度から試験的に学用品等のリユースを開始し、翌年度から本格的に取り組んでいます。リユースを通じ、物を大切にする精神を育むとともに、保護者の費用負担の軽減を図ることを目的としています。

不用品の提供の呼びかけは、卒業生をはじめ、保護者が集まる地区懇談会や町内全戸回覧、町内放送など、様々な機会を捉えて行っています。

不用品の回収は、中学校に加え、役場や支所も回収場所とすることで、提供者の利便性に配慮しています。また、職員の目が届くため劣化した物品の提供はありません。さらに、回収物品も保護者のニーズや配布実績に基づいて品目を絞り込み、誰にも利用されずに廃棄する物品を出さない工夫をしています。

回収した不用品は、PTA役員がその状態を見てランク付けし、品目別にサイズや状態等をリスト化しています。このリストを小学校6年生に配布し、小学校を經由して中学校に申し込んでもらいます。毎年 12 月の保護者説明会時に申込物品を配布（希望が重複した場合は抽選）し、申込みのなかった物品は、その場で公開し、希望者に持ち帰ってもらっています。平成 29 年度には約 150 点を回収・配布しました。

利用者からは、「状態のよい物品を捨てるのはもったいないと思っていたので、リユースの仕組みがあつてよかった」、あるいは、「経済的に助かる、早めに入学準備ができてよかった」などの声が寄せられています。



2 医療費、保育料等の負担軽減

<現状と課題>

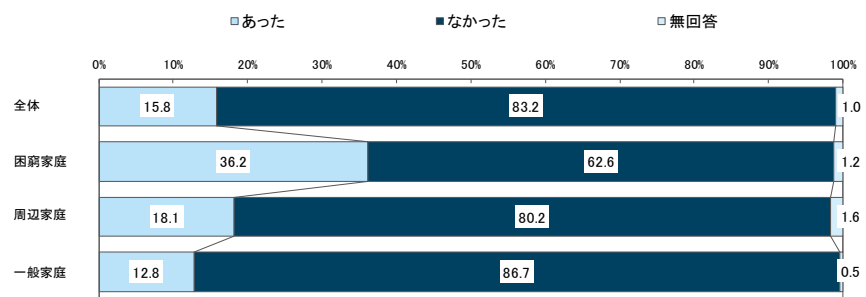
- 理想の子どもの数を持ってない最大の要因は経済的負担で、生活が苦しいと感じている子育て家庭の割合は37.8%に達しています。そのため、保育料や医療費の負担軽減をはじめとする支援が必要です。
- 現物給付※で医療費助成を実施する自治体に対する国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置が、平成30年度から未就学児分に限り廃止されることとなりました。
- 国による保育・幼児教育の無償化の動きと相まって支援を進めることにより、施策の効果を高めることができます。

生活が苦しいと感じている子育て世帯の割合
(長野県)

父子家庭	43.7%
母子家庭	55.6%
二人親家庭	35.4%
全体	37.8%

〔H29子どもと子育て家庭の生活実態調査(長野県)〕

過去1年間に子どもを医療機関に受診させられなかった経験
(長野県)



〔H29子どもと子育て家庭の生活実態調査(長野県)〕

<施策推進の基本方針>

- 理想の子どもの数を持てるような子育て支援及び経済的困難を抱える家庭の支援の観点から、医療費・保育料の負担軽減及び子育てに配慮した住環境の確保に取り組みます。また、子育てを応援する社会的気運を醸成し、民間と協働して子育て家庭の支援に取り組みます。

<施策の展開>

(1) 医療費の負担軽減

- 市町村が行うひとり親家庭や乳幼児等の医療費給付事業に要する経費に対し助成します。また、平成30年8月から、中学校3年生までの子どもの医療費について現物給付方式※を導入し、窓口負担を軽減します。〔健康福祉政策課〕

(2) 保育料等の負担軽減

- 市町村が実施する第3子以降の保育料の軽減に係る経費の一部を助成し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。〔こども・家庭課〕

- 私立幼稚園の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が設置する幼稚園の経常経費に対して補助を行います。 [私学・高等教育課]

(3) 子育てに伴う経済的支援

- 中学校卒業までの子どもを養育している人に支給される児童手当*給付金の県負担額を負担し、子育て家庭等の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援します。 [こども・家庭課]
- ひとり親家庭等に対する児童扶養手当*の支給や母子父子寡婦福祉資金*の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。 [こども・家庭課]

(4) 子育てに配慮した住環境の確保支援

- 子育て世帯の優先入居や多子世帯に対し入居優先枠を設けること等により、子育て世帯の県営住宅への入居機会の拡大を図ります。 [公営住宅室]
- 対面キッチン、可動棚、ベビーカー置き場など、子育て世帯が住みたくなる県営住宅の整備を推進します。 [公営住宅室]
- 民間賃貸住宅の空き家を活用し、「子育て世帯の入居を拒まない賃貸住宅」の供給を促進します。 [建築住宅課]
- 省エネ基準に適合し、県産材を活用した環境配慮型住宅の普及を推進するとともに、子育て世代に対する助成額の加算や住宅金融支援機構と連携した金利の引き下げにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 [建築住宅課]

(5) その他生活支援

- 18歳以下の子どもがいる世帯に、割引など様々な優待サービスを提供する「ながの子育て家庭優待パスポート」協賛店舗の拡大を図ります。また、家庭の日*やいい育児の日*を通じてサービスを充実します。 [次世代サポート課]

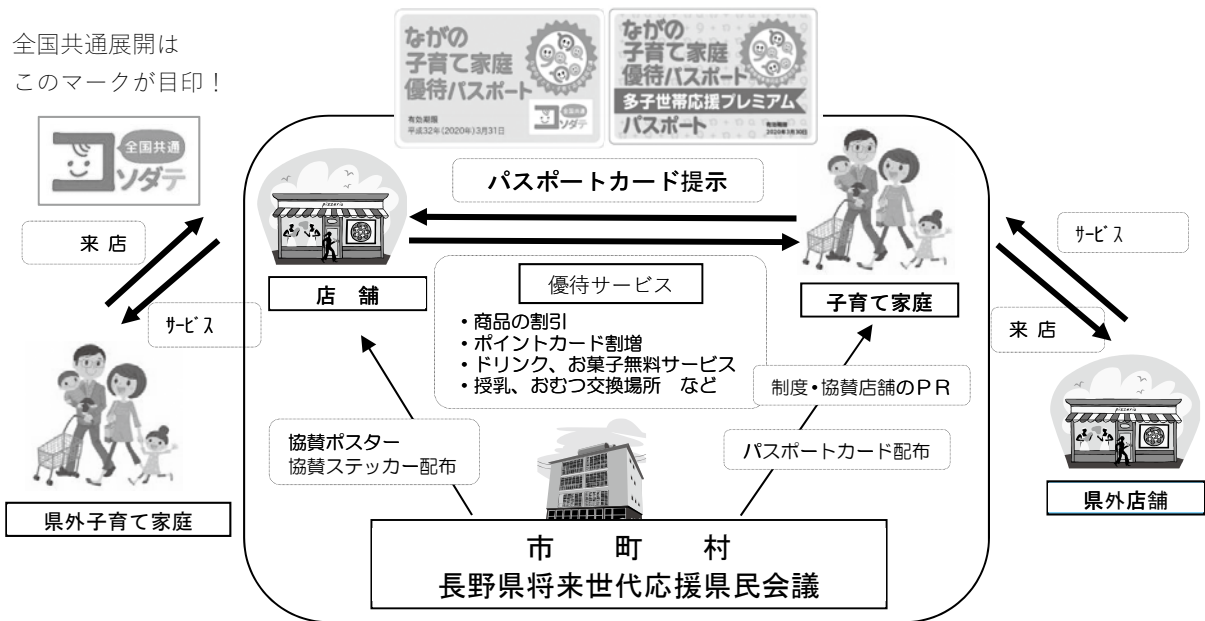
子どもと子育て家庭を地域全体で応援！
～ ながの子育て家庭優待パスポート ～

「ながの子育て家庭優待パスポート」は、子育て世代を応援するため、平成 22 年度に開始した事業です。

年度末年齢 18 歳以下の子どもがいる世帯と妊婦さんのいる世帯に対し、市町村から交付されているパスポートカードを協賛店で提示すれば、「商品の割引」、「ポイントの割増」、「ドリンク無料サービス」など特典や、粉ミルクのお湯の提供、授乳スペース等の乳幼児連れ家族向けサービスを受けることができます。また、県内だけでなく全国 47 都道府県の協賛店舗でこのカードを使うことができます。

子どもが 3 人以上いる世帯には、「多子世帯応援プレミアムパスポートカード」を交付しており、通常よりさらに上乗せしたサービスを受けることができます。

全国共通展開は
このマークが目印！



「協賛店店舗検索サイト」で、地域などの条件やキーワードで協賛店舗を検索できます。アプリ「ながの子育て」を使えば、さらに現在地からの経路検索など便利な機能が満載です。

アプリのダウンロードはこちらから

パソコンから

スマートフォンから

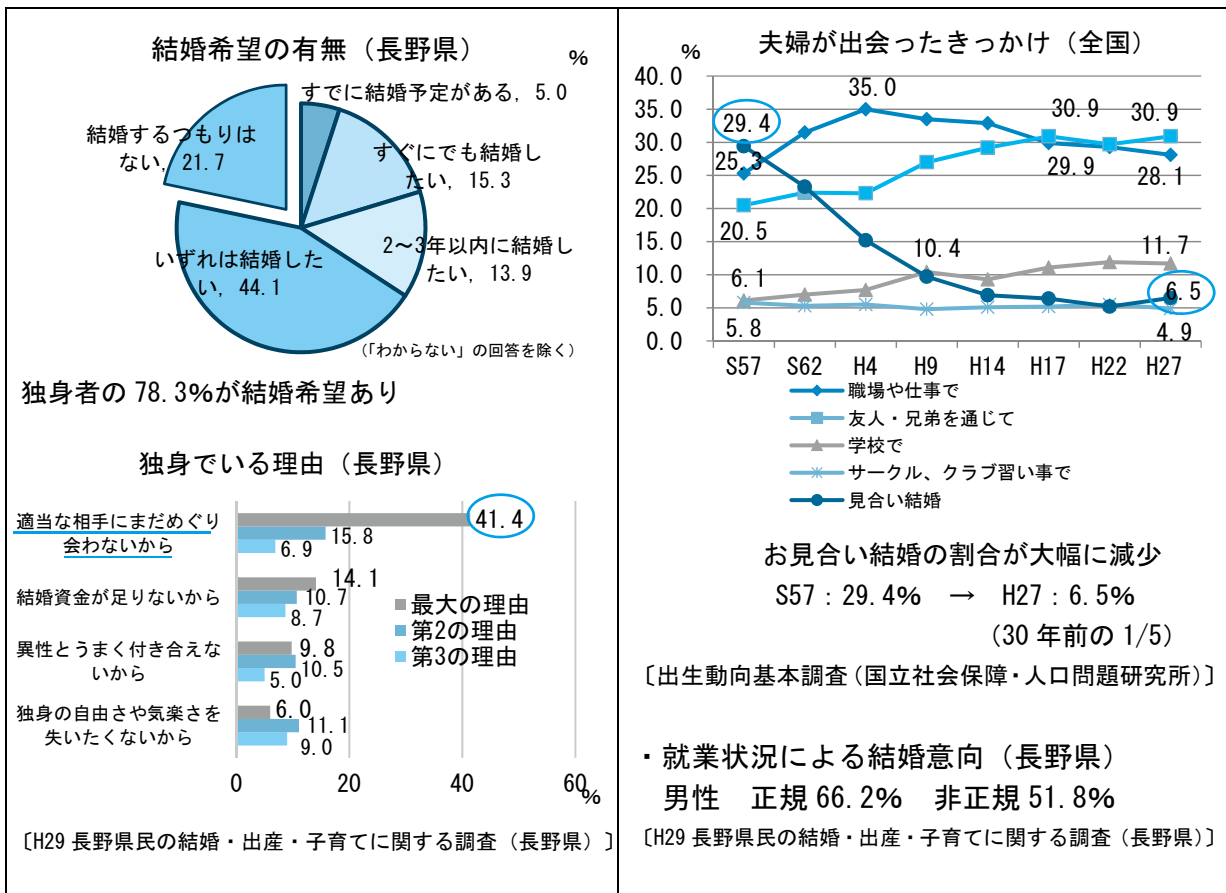
iPhone
Download on the App Store

Android
ANDROID APP ON Google Play

第3節 結婚の支援

<現状と課題>

- 未婚化・晩婚化が進行する一方で、未婚者の約8割が結婚を希望しています。
- お見合い結婚の割合が大幅に減少しています。
- 結婚希望者を支援する市町村等の公的結婚相談所の体制や相談所間の連携を強化する必要があります。
- 結婚や子育てに不安を抱き、結婚に踏み切れない若者がいます。



<施策推進の基本方針>

- 少子化対策には、未婚化・晩婚化への対応が重要であることから、恋愛結婚を希望する人、お見合い結婚を希望する人、それぞれのニーズに応じた多様な出会いを創出し、若者の結婚の希望を叶えるための支援を行います。
- それに当たり、長野県婚活支援センター※を中心とした市町村等の公的結婚相談所の全県的なネットワークの強化、企業や地域における結婚支援の取組の活性化により、県全体の結婚支援機能を更に高めます。
- 若い頃から結婚に対する前向きな意識を持ち、自分のライフプランを自律的に考える機会を提供するとともに、若者の雇用環境の向上を図ります。

＜施策の展開＞

- 長野県婚活支援センター※を中心として、多様な出会いの機会を創出するとともに、結婚しやすい環境づくりを推進することで、県内の結婚支援を総合的に促進します。

[次世代サポート課]

(1) 自然な出会いの機会の提供

- ながの出会い応援ポータルサイト「ハピネスナビ信州」※を活用し、県内の婚活イベント情報の収集・発信を行います。 [次世代サポート課]
- 市町村や企業等への支援を通じて、異性とのコミュニケーション能力の向上等をテーマとするセミナーの充実を図ります。 [次世代サポート課]
- 移住推進と連携した、移住を考える未婚者への結婚支援情報の提供や、県内未婚者との交流を促進します。 [次世代サポート課]

(2) お見合い支援の強化

- 公的結婚相談所の相談員のレベルアップ研修等により、相談体制の強化を図ります。 [次世代サポート課]
- 公的結婚相談所において、学歴、収入、居住地域等の希望条件に応じて、県内で登録された結婚希望者のデータを検索し、お見合いのセッティングなどのサポートを行う「ながの結婚マッチングシステム」※を活用し、広域的な出会いの機会を拡大します。 [次世代サポート課]
- 若者の婚活を支援する「婚活サポーター」※の拡大を図るとともに、婚活サポーターのレベルアップ研修等により活動を支援します。 [次世代サポート課]
- 親を対象としたセミナー・相談会の実施、企業担当者や「社内婚活サポーター」※を対象とした企業の結婚支援に関するセミナーの実施等により、未婚者を取り巻く人の支援力の向上に取り組みます。 [次世代サポート課]

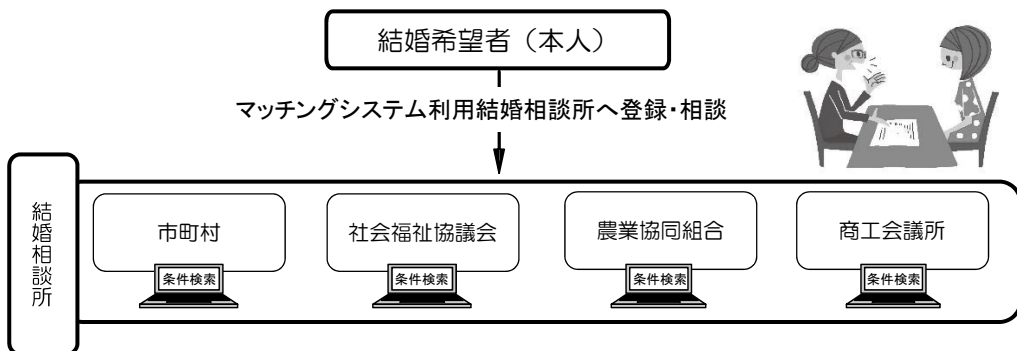
(3) 若者が抱く不安の解消

- 企業の従業員を対象とする結婚を含めたライフプランを考える出前講座の実施など、若者がライフデザインを学ぶ機会を創出します。 [次世代サポート課]
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別面談や就業支援セミナー等により、若者の正社員としての就業を支援します。 [労働雇用課]
- 未就業又は非正規就労の若者に対し、就労のための基礎的研修と職場実習を組み合わせた実践的な訓練を実施し、正社員としての就職を支援します。 [労働雇用課]
- 働き方改革等を通じ、仕事と生活が両立できる職場づくりなど、若者等の労働環境の向上を推進します。 [労働雇用課]
- 若者が、必要な時に必要な情報を手軽に入手できるよう、県と市町村等の結婚支援や子育て支援に関する情報発信を行います。 [次世代サポート課]

団体間のネットワーク化により、広域的な出会いの機会をつくれます。
～ ながの結婚マッチングシステム* ～

「ながの結婚マッチングシステム」は、結婚相談所で運用されている登録制のお相手検索システムです。
県内には、市町村や社会福祉協議会等が運営する非営利の結婚相談所が約 70 あります。このうちの約半数の相談所でこのシステムを利用しており、学歴、年収、居住地域などの希望条件に応じて、登録された結婚希望者のデータを広域的に検索し、お見合いのセッティングなどのサポートを行っています。

『ながの結婚マッチングシステム』の概要



平成 30 年 1 月時点で県内 33 箇所の結婚相談所がネットワークで結ばれ、広域的な出会いを提供

